

# ジョン・ロックにおける近代的主体形成と宗教（四）

—「教育と宗教」方法序説—

鈴木美南子

## 目次

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| (一) 序論——ロック研究の視角——       | (五) 神学思想（以上十八号）           |
| (二) 経験論と生得的神観念の否定（以上十六号） | (六) ロックの人間観——有限性と自由——     |
| (三) 経験論と合理論のあいだ          | (七) 宗教寛容論（以上十九号）          |
| (四) 理性と信仰                | (八) 理性教育＝宗教教育             |
| (八) 理性教育＝宗教教育            | (九) 結び——近代人間形成と宗教——（以上本号） |

これまでのところで、近代社会における「教育と宗教」のもつ様々な問題側面を、ロックの思想に即して抽出分析しながら、その基礎的かつ総合的な考察を試みてきたのであるが、残る問題は、この極めて具体的実践的側面である「宗教教育」についての検討である。これは今までの哲学的、神学的、社会政治学的考察の上に成り立つ、限定された意味での教育学的研究ともいうことができる。その意味で、これまでの多角的な考察の上に、我々自身が教育と宗

教の実際的な接点、特殊な教育的分野としての宗教教育について考究することも可能であるが、ロック自身、十七世紀末のイギリスの宗教教育について具体的な言及をしているので、ここではまず彼の述べるところに従って、その概容を整理しておきたい。そのさい主として研究対象となるのは『教育に関する考察』であるが、これは周知のように、友人エドワード・クラーク卿の求めに応じ、その子弟教育に対する助言として、折りにふれて書き送られた私信の集成であって、本格的に書き下ろされた体系的な教育論書ではなく、日常家庭教育における実際的なマニュアルの性格をもつものである。またアクスティルも言うように、ロックは、啓蒙的で「可能な限り多くの読者に読まれる、アカデミックでない、ごく実際的な書物を出版すること」を意図したので、ここで関心を向けたい宗教教育の意味や方法についても、必ずしも本格的な原理的体系的叙述は期待できず、当時の宗教教育に関する一般的慣行を前提に、ごく簡単にふれられているに過ぎないのである。それでも、彼が教育の中に宗教的価値を重視し、それをどのように位置づけようとしたか、断片的な教育意見ではあるが、その短い発言を彼の思想の全体系の中で吟味しなおす時、十七世紀末イギリスの歴史的制約を越え、ロックが新しい時代に向かって提言しようとする、宗教的教育の特色を知ることができるのである。ロックは本書の結びにおいて「これは教育に関する完全な論文では到底ありませんが……自分の愛する子供のために非常な大胆さをもち、その教育に当つて、古い習慣に全く頼るより、敢えて自分自身の理性に諮詢ろうとする人たちに、わずかばかりの光明を与えることができるよう希望する」と述べているが、この一文からも察せられるように、彼の教育論は、エアロンの言葉を借りれば「極端に革命的なもの」<sup>(3)</sup>と見なされる内容を多く含んでいた。またそれはロック自身も認めるように、一紳士の教育という限定性をもつものであるが、なお特定時代の階級的要請を突き抜けて、「民主的な市民社会の実質的な構成員として、みずから経験と理性によって判断し行動できる、自由な自律した近代的個人」を展望しており、その意味で「ロックの紳士教育論は普遍的な人間形成論」<sup>(4)</sup>としても把えることができる。そしてこのことは宗教教育にかかる所論についても妥当するのである。

『教育に関する考察』は広く認められた、近代教育の最初の優れた古典であるが、そこに論じられる画期的な教育的提言や特色全般について、ここで改めて論ずる余裕はないし、またその必要もないであろう。ただ、そうした特色の中でも、宗教教育と密接にかかわる德育について、ロックがとりわけ関心をよせ重視していることは、彼の教育論の最も際立つた個性として、誰れもが承認するところであろうと思われる。<sup>(5)</sup> 彼は紳士階級が子弟に遺すべき無形の財産として、徳 *virtue*、分別 *wisdom*、育ち *breeding*、知識 *learning* の四つを挙げているが、このうち最後の知識を除いてすべてが、広い意味で德育に属するものである。そして第一に掲げられている徳が、後に詳しくふれる神中心の道徳的宗教的生活を意味しているのである。この点についてエアロンは次のように解説する。「徳性が知識よりも真に重要であるとロックは考える。徳と分別と良きしつけ——これらが健全な精神<sup>(7)</sup>の主たる目標であり、勉学は二次的である。そしてロックにおいて、神の知識に基づく道徳的生活が第一におかれるのである。」「私は徳を、人間あるいは紳士のもつ資性のうち、第一の最も必要なものと考えます。……これが無いと、彼は現世でも来世でも幸福にはなれないと思います」とロックは明言する。<sup>(9)</sup> このように彼は神中心の道徳的生活を重視するのであるが、その前に、知育より德育を重んずる考え方自体がすでに異端であった。「彼の同時代人は、教師の第一の仕事は性格形成であるとする彼の主張に驚いたであろう」とエアロンは述べているが、<sup>(10)</sup> ロックがこのように性格形成、徳性の涵養を教育の要としたことは、他ならず「市民社会の実質的な構成員として」、新しい市民的徳性をもった人間の形成が強く求められたからであり、その人間像とは次に示す德育論に明らかのように、「自らの経験と理性によつて判断し、行動できる自由な自律した近代的個人」であった。そして本節で注目する宗教教育こそ、この德育の中枢部分を占めるのである。とはいへ、ジェフリーズが言うように「ロックは宗教教育についてほとんど言及していない。彼の述べるところは倫理的で実際的である」<sup>(11)</sup> ごとく見える。しかし注意深く考察するならば、この倫理的で実際的な提言のうちに、我々はロック独自の宗教教育への深い要請を見出すことができる。なるほどロックの道徳教育の特色は「理性の訓練」に

尽きるもの、押村氏の言葉によれば「理性のための、理性による、理性の教育」<sup>(12)</sup>である。しかしそれは同時に宗教的意義も内包しているのである。そこでまず、彼が教育の主眼とする理性教育とはいかかる趣旨のものであるか、さらに理性教育と宗教教育はどのような関係にあるかを考究したい。

「身体が精神 mind の命令に従い、それを実行することができるように、体力と活力を保持する適切な注意が払われますならば、その次に為すべき、しかも主要な仕事は、あらゆる場合に精神が、理性的動物の尊厳と美質に適した事柄にしか同意しないように、精神を正しくすることです。」<sup>(13)</sup>のようにロックは健康に留意した後、教育の主要な仕事として、「子供の精神形成とその早期鍛錬」(§ 32) を主張するのであるが、その主眼は「精神が……理性に対し柔順であるようにする」(§ 34) ことであった。そしてその理由と実行可能性の根拠は、まさに人間が理性的動物であるということにあった。「あらゆる徳と価値の偉大な原理と基礎は、人間が自ら自分の欲望を拒み、自己の傾向性に逆らい、欲望が別の方向へ傾いても、理性が最善として示す処に純粹に従うことができるという点に置かれてします。」(§ 33) ところでここにいう理性による欲望の克服という道徳論は、厳格なストイシズムを想起させ、本稿の六節で論じた、快・苦の観念を基盤とする経験的功利主義道徳と整合しないようと思われる。ロックは教育論において、その基礎となる哲学的論拠をいちいち披瀝してはいないが、ここで彼が欲望や傾向性の理性による克服という時、それは低次の快樂を理性において高次の快樂に克服する」とであった。そして快樂の質を比較吟味することは、すでに経験理性の重要な働きであった。従ってロックによれば、欲望それ自身が否定されるのではなく、また欲望をもたない」とが良しとされるのでもなく、欲望を人間的生の原動力としながら、それを高次の価値に向けて統御しうる理性の「力能」が求められるのであった。「それぞれの年令の理解力と趣好に合つた欲望をもつ」とは誤りではなく、その欲望を理性の命令や抑制に従わせない」ということが誤りなのです。その違いは、欲望をもつかもたないかということではなく、欲望の中で自己を律し govern 克むする力にあります。」そして「幼い時に、自分の意志を他人の理

性に服従させることに慣れていない者は、自ら理性を活用すべき年令になつても、自分自身の理性に聽き従うこととはまれである」とことから（§ 36）、大人の理性に聽き、また自らの理性を用いる訓練を早くから為さねばならないのである。

ところで理性教育と宗教教育の関連を考える上で、これを媒介する「自然法」＝眞の道徳原理の意味と機能について確認しておかねばならない。ロックが「理性に聽き従う」という時、それは彼の道徳哲学や社会哲学に明らかなよう、究極的には「自然法」に聽き従うことと意味していた。啓蒙的な教育論をめざし、またその中に市民社会的な秩序の視点を敢えて持ち込まず、個的な人間形成の場面に問題を絞ったロックは、『考察』において「自然法」という専門用語を用いず、徳 *virtue* という教育論において一般的な言葉を用いている。しかし道徳とは社会秩序、人間関係における自他の規律であり、ロックのいう徳の完成とは、理性によつて人類の普遍法である自然法に到達し、これに服従し安んずることに他ならなかつた。後にもふれるが、ロックが子供の德育に「評判」*reputation* のもつ意味を重視していること、『人間知性論』における記述と合わせ考察する時、「自然法」への道程として「評判法」に期待するものと見ることができる。「評判は徳の眞の原理、尺度ではありませんが（なぜなら徳は人間の義務を知ることであり、神が受け容れ、報いるという希望をもつて、神が人間に与えた光の命づるところに従つて、<sup>(14)</sup>造物主に服従することに満足することですから）、しかし評判は徳にもつとも接近しているものです。そして評判は、いわば一般的同意 *common consent* によって、他の人々の理性が、道徳的で秩序正しい行為に対し与える証言であり称賛でありますから、子供たちが自分で判断し、自分の理性で正しいことを発見できるようになるまで、それは適切な導きとなり励ましとなるものであります。」（§ 61）『人間知性論』においてロックは、人々が一般に、自分たちの行為に関して公正か不正かを判定する法として、神の法 *divine law* と、市民法 *civil law* と、世論または評判の法 *law of opinion or reputation* と呼びうるものとの二つがあることを指摘している。第一の神の法によつて行為の罪であるか

義務であるかを判断し、第二の市民法によつて犯罪であるか犯罪でないかを判断し、第三の評判によつて徳か悪徳かを判断する。<sup>(15)</sup>さらにロックは神法・自然法について次のようにいう。「神法と私が言うのは、神が自然の光によつて人々に広めたにせよ、啓示の声によつて公布されたにせよ、人々の行為に対し神が立てられた法を意味している。神は人々が自らを律すべき規則を与えておられる。……彼は私たちの行為を最善なものに向かわせる慈愛と知恵をもち、そして来世の無限に重く持続する賞罰によつて、それを強制する力をもつておられる。……この法が道徳的公正の唯一の真の尺度である。」ここで市民法や評判法について詳しく紹介する必要はないであろう。この『知性論』の記述に明らかに、真の道徳原理は自然法であり、この自然法は感覚と理性という自然の光によるか、モーゼの律法のようすに神の直接的な啓示の光によつて人間に示されているのである。

『政府論』の記述を援用すれば「人々はすべて、知識も理解力もない、弱い無力な嬰児として生れる」ので、それが自由で平等な人間として自律した存在となりうるまで、つまり自ら理性の法——自然法を知り、その下に服するようになるまで、親は身体と精神を育て、理性の法によつて養育する義務を神に対して負うている。「すべての両親が、自然法によつて、自分たちの生んだ子供たちを保育する義務を負うている。その責任を両親は全能者に対して負つており、それは、両親自身が子供を創造したのでなく、彼らの創造者が創つたものだからである。<sup>(17)</sup>」「子供たちは平等の状態に入るためには生まれたのであるが、平等の中に生まれたのでない」<sup>(18)</sup>ので、将来、自然法のもとに自由で平等な関係に入るためには、大人によつて早くから理性の法による訓練がなされねばならない。このように自然法＝眞の道徳原理＝正しい理性の法は、人間を本来的な自由と平等、従つて人類を平和と幸福の状態に導くものであるが、ここで同時に記憶さるべきは、この自然法をめざす理性の教育が、ロックにおいても、また同時代人の理解においても、此の世の平和と幸福にとどまらず、来世の救済・幸福に導く宗教的意味も含んでいたことである。その点から、先に紹介した「徳は人間の義務を知ることであり、神が受け容れ、報いるという希望をもつて、神が人間に与えた光の命する

ところに従つて、造物主に服従することに満足することです」という言葉も真に意味をもつてくるのである。ロックにおいて自然法は、主として現世的社会的幸福にかかる法に変容しているものの、神学思想にみたように、彼は「信仰の法」による救済（信仰義認）とともに、道徳的な「行いの法」即ち、神の定める義務を行うことによる救済の道も是認している。つまり、与えられた理性の光によつて自然法を認め道徳的に生きることは、永遠の平安、魂の救済に結びつくのであり、その意味で理性教育は、後に改めて述べるように、「来世の幸福」に結びつく眞の道徳的義務を指示示すことにおいて、宗教的意義をその中心内容として含むものであった。小林澄兄の『ロックの哲学と教育思潮』は、この点を次のように説明する。「理性あるものということは、心理的に考察すれば、真理を追求せんとする思惟を正しく実行することであり、又終局的目的として、神の認識と神の崇敬の念とを意中に止めんとする思惟を正しく実行することである。が、之を倫理的に考察すれば、道徳的に振舞うことによつて自由に高揚する意欲を正しく実行することである。即ち神の意志と眞の幸福とを洞察して以て、自由に高揚する意志を正しく実行することである。<sup>(19)</sup>」すなわちロックにおける德育の中核は、徳の形成つまり敬神を基礎とする道徳的生活の習慣化であった。少し議論が先に進みすぎたが、理性に聴き従う教育が、自然法＝眞の道徳的義務を媒介として宗教教育に連続することを、ここで予備的に指摘しておき、再びロックの德育の特色である理性の鍛錬に論点を戻そう。この点について次に論すべきはその方法であるが、全容を明らかにするというより、彼の宗教教育の意味を正しく浮び上がらせる限りにおいて、その訓練法にふれておきたい。

「あらゆる徳と美質の原理は、理性が正当と認めないような自分の欲望の充足を、自ら斥ける力<sup>(20)</sup>にあることが明白である」とすれば、「この力能は、習慣によつて獲得、増進され、また早くから実行して、容易で手慣れたものにすべき」である（p.38）。子供は早期に、思慮ある優れた監督者（両親または家庭教師）によつて厳格に指導されねばならない。「子供が自分自身の理性を持つことが少なければ少ないほど、彼らは監督する人たちの絶対的な力と拘

束の下にあるべきです。」(§ 39) 「我々の最初の行動は、理性や反省によるより、利己心に導かれるもの」(§ 110) であるから、「自由と放縱は、子供に決してよい結果をもたらしません。彼らには判断力が欠けているので、束縛と訓練が必要です。」(§ 40) このような子供に対する徹底した早期理性教育の必要性の根拠については、先にも紹介した『政府論』の記述が理解の助けとなるであろう。即ち、自然法はすべての人類を支配する法であるが、しかし「自分の理性を使用するに至らない者は、この法の下にあるとは言いえない。<sup>(21)</sup>」子供たちは「自然状態」における可能態としては自由であり平等であるが（これが「すべての人間が自然的自由に対してもつて平等の権利」である）、生まれるや否や理性の法の下にあるわけではないので、大人と同じような意味で自由でもなければ平等でもない。従つて子供たちは、理性の法に従う自由人になるべく教育されねばならないのであるが、「彼らがまだ無智な未青春期に、その精神を陶冶し、その行動を監督することは……両親の義務」なのである。そのため両親は絶大な権力をもつが、「両親が子供たちに対してもつてゐる権力は、その子供が不完全な子供の状態にあるあいだ世話をすべきだ」という、<sup>(23)</sup> その負わされた義務から生ずる<sup>(24)</sup>」という。それは神に委託され、神に対して負う厳粛な義務であった。理性の法の下に服する自由な人間に育て上げるために、両親は「しばらくは彼らに対して一種の支配権と裁判権をもつてゐる」が、「このような服従の絆は、か弱い幼年期に彼らを包み保護する襁褓のようなものである。成長するにつれ、年令と理性の力でそれは緩かになり、ついにはすっかりずり落ちて、人は自分の自由のままに振舞うことができる<sup>(24)</sup>」のである。

こうして、子供が自らの知性（経験と理性）によつて「その父を自由人とならしめたその状態に達する時、息子もまた自由人となるのである。<sup>(25)</sup>」その時、親と子は支配・被支配の関係でなく、自由人として互いに平等となる。『政府論』で述べられるこのような議論を背景として、ロックは子供の時のしつけは厳格に、そして「理性が彼らのうちで物を言うようになつたら、彼らはより大きな自由を認められ」親しく対応されるべきだとする(§ 108)。「子供の間は彼を従順な臣下にしておき、大人になった時は親愛なる友人のこと」(§ 40)、「まず崇敬と畏怖によつて子供

の心を支配すべきであり、大きくなるに従って愛と友情によってその力を保持すべき」(§ 42) ことが示される。従つて「専制的で厳格なのは、自分を処してゆくだけの理性ある大人を扱う方法としては全く悪い方法」(§ 40) で、理性ある大人は自律的な人間として扱うのが市民社会の原理である。このように厳格な子供の理性教育を通じて、ロックは専制を自ら無用とする、近代社会の自由な市民の育成を目指したのである。

ところで、ここに疑問として浮び上るのは、幼い時から大人の絶対的権力のもとに自由を束縛されて育った人間が、果して自由な理性的市民となりうるかという問題である。この点について、子供の德育に関するロックの積極的方法に対し、ルソーの消極的方法が想起される。しかしう洛克の場合もその積極的方法は、あくまで理性の鍛錬に相応しいやり方でなければならず、必要以上に厳格な監督過剰や体罰は、かえって理性を損い、人間の本来の自由、自律を妨げるものとして注意深く否定されている。子供は未だ理性の法に従いうる自由人ではないが、その可能態としての「自然的自由」を犯すことは、理性的動物としての尊厳と可能性まで犯すことになるのである。「子供をあまりに厳格に監督」しすぎて、その精神がひどく拘束されて卑屈になり、また非常に意氣消沈して挫折すると、子供はすっかり活気や勤勉さを失つて、以前よりもっと悪い状態になります」(§ 46)。従つて「鞭うちや、その他あらゆる奴隸的な罰や体罰は、我々が賢く善良で真直ぐな人間にさせたいと思う、子供の教育に用いるに適した訓練法ではありますん」(§ 52)。「奴隸的訓練は奴隸的氣質を生む」(§ 50) からである。理性 *reason* を持つことが少ないとはいえる、「子供は理性的動物として取扱われるべき」(§ 54) で、論証 *reasoning* こそ「子供たちを扱う真の方法である」とロックはいう。子供は「言語と同じくらい早くから論証を理解できる。」そして「彼らは想像以上に早くから理性的動物として取扱われることを好む」のである(§ 81)。彼が『寛容についての書簡』で主張したように、「心の内なる確信」には、真理それ自身の力に基づいた愛や善意や理性的な説得こそ有効であつて、物理的な力は卑屈な偽りの服従を導くにすぎないというのは、特に教育において真実なのである。こうした理解に立つ時、「子供の精神をゆつたり

と活動的なものにしておき、しかも同時に、子供の気を引いている多くの事柄を自制させ、彼には容易でない事柄の方へ彼を引張つてゆく方法を発見している人、実にこれら矛盾しているように見える二つのことを調整する方法を知っている人が、私の意見では、教育の真の秘決を心得ている人」(§ 46) といふことになる。

またロックは理性の訓練に相応しい具体的方法として評判 *reputation* に注目する。教育に賞罰は不可欠であるが、肉体的な快樂や苦痛は、子供を説得し人間として正しく保持する手段としては相応しくない。神は理性ある大人に対し、「来世の無限に重く持続する賞罰によって」真の道徳である自然法を課すのであるが、子供の德育、理性の訓練に用いらるべき賞罰は、尊重 *esteem* と不名誉 *disgrace* という「評判」の原理である。それは先に紹介したように真の道徳原理ではないが、具体的な規準として、これに最も近いものだとロックはいう。即ち評判とは、人々の理性が一般的同意によつて、道徳的で正しい行為に与える称賛であり証言であるから、子供たちが自分の理性で判断し自然法を発見できるようになるまでの具体的な規準として、適切な導きとなり励ましとなるのである。このように真の道徳原理たる神法を予定しつゝ、論証能力の不充分な子供に対し、経験的社會のもの評判法の実践的意義に注目するところに、ロックらしい経験論的思考を見ることができる。岩田朝一氏はロックにおいて、初期の『自然法論』から円熟期の『人間知性論』『教育に関する考察』に向けて、自然法を中心とする理性主義的論証的倫理学から、快苦の観念を基礎とする経験的道徳論への比重の変化が見られることを論究されているが、そこに述べられるように、ロックは経験的道徳の自然法道徳への究極的一致を前提として、経験的実証道徳たる「評判」のもの教育的意義を重視するのである。「尊重と不名誉は、一度その味がわかると、他の何よりも精神に最も強力な動機となるものです。もしあなたが子供たちに、面目を愛して恥と不名誉を恐れることを一たん教え込めば、あなたは、絶えず働いて子供たちを正しい方向に向ける、眞の原理を彼らに与えたことになります」(§ 56)。尊重や名誉を得る快や、恥や不名誉を被る不快といった経験的観念を土台として、「尊重や不名誉の感覚をより深く浸透させ、より重大なものにする」(§

58) ことが、美德を好み惡徳を避け、眞の徳に接近する理性の訓練に相応しい方法であった。この場合ロックが注目する評判法が、既成の支配的秩序の中で承認される世論ではなく、それを突き破り超越的な自然法を志向する理性の同意であることは言うまでもないであろう。

さて、以上に述べてきたようにロックの德育、市民的性格形成の主眼は理性教育に尽きるのであるが、ロックにおいて理性は、その思想体系からすでに明らかなように、世俗生活しか視野がない、自己完結的閉鎖的なものではなかつた。それは世俗世界にあって超越的宗教的世界を指し示し、これと呼応する知的活動であり、超越法や神の直接的な自己開示としての啓示を認め、また不可欠とするものであるから、眞の道德形成に向かってなされる理性教育は、その法の究極の制定者である神の觀念なしには成立しえないのである。いいかえれば、理性教育の最終目標は徳の完成、即ち神を信じ神の法に安らぐことであった。そして徳の完成は、理性の人間として此世の幸福を形成するだけではなく、「行いの法」によって人を来世の幸福、魂の安心立命にも導くのであつた。その意味で理性教育と宗教教育は接続ないし接合していた。言うまでもなく『考察』におけるロックの教育論は、人が自分の理性によつて判断し行動しうる大人になるまでの教育を論じたものである。従つてそこでは直接的に「救済」に結びつく「信仰の法」については言及されていない。信仰は本稿の四節と七節に述べたように、大人が自らの理性的責任において決断すべきことであり、このことに真に責任をもつべきは、大人である個人と信仰集団である教会であつて、家庭で親が、あるいは学校で教師が子供に対してなしうる宗教教育とは、子供が将来において自ら正しい信仰をもちうるよう、可能な準備を施すことにはかならなかつた。そして神を前提とした理性教育、徳の形成がそれであつた。このような理解に立つとき、ロックは德育、理性教育の根本として、神の正しい觀念が与えられねばならないと考えた。「徳の基礎」として、非常に早くから子供の心に、神の觀念が植付けられていなくてはなりません。その神とは、独立至上の存在であり、万物の制作者、創造者で、我々がすべての善をそこから受取り、我々を愛し、我々にあらゆる物を与える方でありま

すから、それ故に、「この至高の存在に対する愛と崇敬を子供の心に浸み込ます」とは大切なのです」(§136)。この場合、子供にはまだ理解の難しい神のスピリチュアルな観念について、詳しく教える必要はない」とロックはいう。「右のことについては、それ以上説明を加えないで、これだけで始めて充分です。なぜなら、子供に余り早目に靈 spirits の話をしたり、不適当な時期に急いで、あの無限存在の納得しにくい性質を理解させようとして、子供の頭が、神に関する虚偽の観念で満たされたり、またその理解しがたい観念で混乱させられたりするのを恐れるからです」(Ibid.)。だから「時折、ただ次の方が子供に語られればよろしい。即ち神が万物を造り、支配すること、神は一切の事柄を聞き見ていること、そして彼を愛し彼に従う者に、あらゆる善をなすということです」(Ibid.)。もちろん、このような神の話を聞くとすぐ、神に関して様々な考えが子供の心に起つてくるので、もしそこに誤りを見つけたら正してやらねばならないが、概して教える側の大人たちも、このような平明な神の観念に満足して、多くの人にとつて不可解な神の観念を、余り詮索したがらない方が良いとロックは言う。なぜなら、誰れもが明確に神の真理を明らかにできるわけではないから、中途半端に詮索すると、「知りうることと知りえないことを区別するだけの思考力と明晰さを持たない多くの人々は、神を自分たちと同じようなものだと考えたり（それ以外のことを理解できないために）、神は全く存在しないと考えて、迷信や無神論に走つ」てしまうからである(Ibid.)。

こうしたロックの言葉は人々を無智に留めんとするように聞こえるが、実は、彼の歳月をかけた知性探究から導かれる、人間認識の限界や理性と啓示などに対する、深い洞察から発せられている。こうした洞察の上に、ロックは子供に対する宗教教育は、正しい平明な神観念を与えることを目標として、年齢や能力に応じた簡単な祈祷を朝晩となえさせることで充分であり、それは後に宗教的、道徳的、そして知識において、その観念がいつそう深められてゆく素地になりうると考えるのである。「子供たちの年齢や能力に合った平明で短い祈祷文によって、絶えず、彼らの創造者であり保護者であり恩恵者である神に朝晩の祈りを獻げさせることは、神の計りがたい本質と存在に、好奇心か

いろいろ疑問をもたせて、彼らの思考を混乱させるよりは、宗教、知識、徳において、はるかに有益だと私には思えます」(ibid.)。このように子供の能力に応じて、自分の存在と、自分が行ない享受することのできる一切の善なるものとの創造者である神の観念を定着させ、またその神に祈り神を称えることが教えられれば、その他の靈的な知識については、いざれ子供自身が質問するようになるまで不用意に教える心要はない。特に悪鬼やお化けの類いは、召使が子供をしつける時に使いがちな安易な方法であるが、子供の心に大きな不安を残すばかりでなく、心靈に関する虚偽の觀念が強く植付けられていると、大きくなつてこれを否定する時、正しい靈的な觀念も含めて「すべて心靈に関する考えをまとめて振り捨ててしまい、反対のもつと悪い極端に走る」ことになるからである (§ 191)。年齢に応じて子供に祈る習慣をつけることにより、神の真正なる觀念に徳の基礎を据えることができたら、次に留意すべきことは、子供がいつも正直であり、また他人を愛するように早目に教えること、つまり神の制定する自然法への敬従の第一歩が求められるのであった。こうして徳の最初の基礎が築かれれば、後は「理性に従い、できるだけ自分の行為を反省することに慣れさせること」(§ 140) がひたすら要請される。このようにロックにおいて宗教教育は極めて單純化され、むしろ理性教育をもつてそれに代えているかに見えるのは、その明晰な理性をもつてする時、彼は既成の道徳や宗教の諸々の体系に多分に不信を抱かざるをえず、その広い再検討が求められたからである。次の言葉がそれを示しているであろう。「眞の価値判断が世界の道徳や宗教についてなされるとすれば、人類の大部分が命を賭しても守ろうとする意見や儀式さえ、実は彼らの理性のいかなる確信よりも、むしろ、その国の風習や周囲の人々の絶えざる実践から、受け取っていることを我々は発見するでしょう」(§ 146)。そうした理解からすると、正しい神認識と正しい理性教育だけが、難しいことではあるが、ロックにおける德育と宗教教育のすべてとなることが領けるのである。

右においてロックの示す最も基礎的な子供の宗教教育（それは同時に道徳教育の基礎となる）について述べたが、

さらに様々な学習をする年齢になり、また人間社会のモラルなども理解する段階になつた時に学ぶべき宗教的道徳的知識についても、ロックらしい指示を与えていた。まず、主の祈、信仰箇条、十戒などの短い基本的なものは、キリスト教徒の基本的な生活信条として、子供が完全に暗記する必要があると考える。さらに成長すると読み方の練習を兼ねて、一般に小祈祷書や聖書が用いられるのであるが、ただ「並んでいる章を追つて無差別に通読することは、子供たちの読み方を完成するにも、彼らの信仰生活の原則を打ち立てるためにも何の利益にもならない」(§ 158)。子供に理解できない部分を読んでも、何の喜びにも励ましにもならないので、宗教的諸原理という意味では重要であつても、子供の能力と観念に適した箇所を引き出して読ませるべきである。漫然と無差別に聖書を読んだ結果、仮りに宗教的思想を持ったとしても、それは半端な寄せ集めの思想になり、聖書について一生涯、明晰、判明な思想を持ちえないことになるとロックは言う。こうした視点から彼は子供の喜ぶ話や、また理解しやすい平明な道徳律などを具体的に挙げ、それらを子供の記憶に定着するまで繰り返し読めば、後年、生活と行動の不变で神聖な規則として生きてくると述べている。このように聖書の基本的な部分をよく知り、主として何を信じ何を為すべきかについて一般的見解を得てしまうまでは、子供たちが聖書全体を無秩序に読むことは、害はあっても益はないとロックは考える。また右のような一般的見解についても、子供たちはそれを聖書の言葉そのものから受け取るべきで、種々の体系や類推によつて先入観を持つ人たちが、こういう場合に利用し子供に強制するようなものから、受け取るべきではないとする。子供を宗教抗争に巻きこまないようキリスト教会の将来的な一致を求めるロックは、主の祈、信仰箇条、十戒を暗記した後に用いられるべき教材として、具体的にウアージントン博士の公会問答書<sup>(2)</sup>の利用を薦めている。これは聖書の言葉がそのまま用いられ、またあらゆるキリスト教徒が承認しうる内容であるという点からも、彼の希望に合致するものであった。

さて前のところで、幼い時期の宗教教育は徳の真の基礎として、神についての最小限の適切な観念を与えるだけ

で、それ以外の靈的な觀念については殆どふれる必要のないことを述べたが、年齢が高くなり子供が自然科学を学ぶようになると、その段階で、科学的知識と非物質的靈的な存在との関係が真に重要な問題となつてくる。自ら自然科學者であり、それまでの神学的世界に代わって科学的世界の到来を予期したであらうロックは、この点について、教育の過程で適切な配慮、価値教育がなされねばならないことを考えていた。彼によれば当時、自然学 *natural philosophy* には「種々の心靈の本質と諸性質を理解するもの」と、「物体を扱うもの」との二部門があり、前者は通例「形而上学」と呼ばれたものであるが、「どういう名称で心靈の考察が行われようと、それは物質や物体の研究に先行すべき」だとロックは考える。しかもその考察は従来の形而上学がそうであったように、「体系に組織化され、知識の諸原理に基づいて取扱われることのできる学問 *science* としてではなく、我々が理性と啓示の双方によつて導かれる知的 세계 のより正しい充分な理解に向けて、我々の心をいつそぞ拡大するものとして行われるべき」である (§190)。つまり非物質的な靈的な力に関する探究は、思弁的に完結した單なる一つの学問体系としてではなく、人間のあらゆる知的心的活動を正しく活性化させる方向で為されなければならない。従つてそれは諸学の前提として大切なことである。ロックは、非物質的存在について正しい認識をもつことは、「物体研究の良い準備となる」という。なぜなら「心靈の觀念もなく、それを認めないとなると、神の創造の最も優れた力強い部分への洞察を除外することになつて、我々の学問 *philosophy* は主要部分で不完全で欠陥のあるものになつてしまつ」からである (*Ibid.*<sup>(28)</sup>)。物質は我々のあらゆる感官がいつも親しんでいるものであるから、人間の心を把えやすいし、また物質以外のすべての存在を排除しやすい。こうした物質的原理に基盤をおいた偏見は、多くの場合、心靈を拒絶し、「物事の本性において」 (pp. 192)、非物質的存在の如きものを認める余地を一切残さないのである。しかしほうによれば、「単に物質と運動のみによつては、自然のいかなる偉大な現象も解明しえないことは明らかである」。例えばノアの大洪水やモーゼの紅海の奇跡などは、「物質の自然的作用や、その他のいかなる運動法則で説明することも不可能で、超越的存在の明確

な意志がそれを命令している」と認めざるをえない。それらは「自然の通常の過程を外れた何ものかを認めないと充分説明がつかない」のである。「自然の説明に当つては、單なる物質やその運動以上の何ものかに訴えねばならない必要性」を否定することはできず（§ 192）、それが心靈やその力能に関する觀念である。『考察』におけるこの短い叙述では、必ずしも意を尽しているとは思われないが、以上のようにロックは、人間の知的世界に自然科学とは異なる論理で重大な係わりをもつてくる、非物質的靈的な存在とその力について、思考が科学に支配される以前に、ます正當な理解がなされるべきことを求める。それはむろん、知的世界を拡大こそすれ科学を否定するものではない。しかもロックが自然研究について、「単なる思弁的体系を主張する」者より、「合理的実験と觀察を行なつてきた」人々の書物を読むように薦めていることも（§ 193）、思弁的學問の犯しがちなオーヴァーランを見抜いて、自然科学的認識が経験の示す知識の限界内に節度をもつてとどまるべきことを示唆していく興味深い。

以上、宗教教育に注目しつゝロックの德育論とその周辺を検討してきたが、そこに明らかなように、彼において宗教教育はまさに理性教育と表裏をなしていた。両者は対立するものでないばかりか、正しい理性教育は神と自然法を指し示すものであり、自ずから宗教的成果を生むのであつた。「自分の傾向性を克服し、欲望を理性に従わせること」ができれば、そこに獲得される「原理は、後に道徳と宗教の真の原理を接木するに適した台木となる」とロックは考えるのである（§ 200）。しかし理性教育がその真のねらいを外れないためには、幼い時から神の正しい觀念が与えられ、また年齢に応じ、聖書によつて道徳的生活の基本となる宗教的諸原理が教えられねばならないことも述べている。人々の理性が同意する、そうした必要最少限の適切な宗教教育が与えられておれば、長じて自然科学的知識との混乱も起こらないと考えるのである。このように宗教的原理と調和した理性教育を通じて、人はやがて大人になり、自らの理性をもつてより深遠な聖書の教理について理解し、生の根源である魂の問題についても責任ある判断を下しうるのである。こうした宗教教育あるいは理性教育に関するロックの見解は、時代的そしてキリスト教的制約の

ゆえに、一概に今日的教育に通用するのではないが、理性と宗教の統合や、宗教と道徳と科学の関係が配慮されてくる点など、子供の教育としてなお優れた視点を提供するものといえよう。

## 注

- (1) Axtell, J. L., *The Educational Writings of John Locke* (Cambridge Univ. Press, 1968), p. 114, n. 1.
- (2) John Locke, *Some Thoughts concerning Education* (1693), § 216. 本稿では、ねじ括りた Axtell の書物に取ふれし  
このものを利用した。また、服部知文訳『教育に関する考察』(岩波書店、一九六七年)の翻訳も参照した。
- (3) Aaron, R. I., *John Locke* (Oxford Univ. Press, 1971), pp. 291-2.
- (4) 春山浩司ほか『ロック教育論』(有斐閣、一九七九年), 三六一七ページ。
- (5) 例えば、押村義「ハノン・ロックの教育論」田中正同・平野耿編『ハノン・ロック研究』(御茶の水書房、一九八〇年),  
二九八ページ。「ロックの教育論の中で最もはつきりした特徴が見られるのは道徳教育の領域である。……子供の教育につ  
いては、徳性の涵養による最も大きな努力を払わなければならぬ」といふ。
- (6) Locke, *op. cit.*, §134.
- (7) リカルド『考察』の冒頭、身体の健康に関連して述べられた「健全な身体に宿る健全な精神」(ユーナーリス)なる言葉を受  
けたもので、ロックによつて精神の教育とは、身体教育以外の德育及び知育を指す。
- (8) Aaron, *op. cit.*, p. 288.
- (9) Locke, *op. cit.*, §135.
- (10) Aaron, *op. cit.*, p. 291.
- (11) Jeffreys, M. V. C., *John Locke: Prophet of Common Sense* (Methuen, 1967), p. 108.
- (12) 畠村、前掲論文、III〇三ページ。
- (13) Locke, *op. cit.*, §31. 以下によつて図書の引用箇所は、本文中と示すルルルル。
- (14) ロックによれば自然法に達する道は、人間に与えられた理性の光に従つて見出ず道と、神が直接的に与えぬ啓示の光を理性  
によって受け容れる道、即ち信仰による飛躍の道の二通りがあるが、後にも述べるように子供の「教育論」においては、そ  
の性格上、前者の道程についてのみ語られてゐる。

- (15) Locke, *An Essay concerning Human Understanding*, II-28-7.
- (16) *Ibid.*, II-28-8.
- (17) Locke, *Two Treatises of Government*, Book II (*of Civil Government*), §56.
- (18) *Ibid.*, §55.
- (19) 小林澄兄・西谷謙堂『ロックの哲学と教育思潮』（同文社、一九二九年）、「III」1ペーパー。
- (20) ルの力 power として『人間知性論』第11巻11章で詳細な考察がなされ、德育の基礎論をなしてくる。
- (21) Locke, *Two Treatises of Government*, Book II, §57.
- (22) *Ibid.*, §54.
- (23) *Ibid.*, §58.
- (24) *Ibid.*, §55.
- (25) *Ibid.*, §58.
- (26) 岩田朝一『ロックの教育思想』（学苑社、一九八一年）、「四六一五四」ページ。
- (27) John Worthington, 1618-1671. イギリスの神学者、ケンブリッジ大学ジーザス・カレジ学寮長、その公会問答書は、死後一六七三年に出版され、一七五五年まで版を重ねた。服部訳『教育に関する考察』三四〇—一ページ参照。
- (28) フトの文を参照。「道徳及び宗教の大なる対象は、人間の悟性の研究によつて、贊否に対する証明が不十分である」とが明らかになつても、それがために依然として、動かされはしないであろう。ルロックとカントとの間に、殆ど言葉の上で平行が存してゐるのである。」小林澄兄・西谷謙堂『前掲書』八五ページ。

### (九) 結び——近代人間形成と宗教——

以上、ロックの認識哲学、宗教・神学思想、道徳哲学、政治・社会思想、教育論などの多岐にわたつて論究をすすめてきた。それらはロック思想の詳細な研究というより、彼の近代的主体の構造とその形成論を、市民的・社会の形成も視野に入れつつ、特に宗教との関係において明らかにしようとしたものである。こうした考察は、ロック思想の新

らたな視角からの分析という意味ばかりでなく、近代人間形成と宗教とのかかわりにおいて、今日の混迷する「教育と宗教」の問題を巡って、多面的な示唆を与えると考える。教育と宗教は歴史的には密接な関係をしており、特定宗教が国民あるいは民族文化に重要な意味をもつ場合、とりわけ宗教は教育に深いかかわりをもつていたといえる。その場合、概して寺院が学校の役割を果たし僧侶が教師であった。しかし近代化の過程で社会・文化が伝統的統一性を失うに従つて、宗教も次第に文化的普遍性を失い、むしろ個別的信仰として個々人のうちに内面化し、宗教文化は一つの国民、民族において多様なものとなつていった。他方で近代社会の発展は、一つの強力な国民国家を形成し、その国家のもとに政治、経済、軍事、福祉、文化事業などについて、合理的効果的に政策を推進することを不可避とした。教育もまた国家によつて近代的公教育、即ち公的機関による学校教育として行われることが一般的形式となつた。このように一定の宗教が外面的支配力や統一的説得性から離れ、個別化、内面化する一方で、教育が国民レベルの公教育として広く組織化されるに及んで、両者の関係が疎遠にならざるをえないのは当然である。国家などの公的機関が義務として行う制度的な学校教育において、教育内容は画一的一般的権力的な傾向をもちやすく、そうした形で個々の内面問題であるはずの価値観や道徳・宗教が、公権力によって組織的に強制されることは避けなければならない。しかし近代教育は、このような公立の学校教育がすべてではない。公教育を担うものとして、このほか私法人の設置する多数の学校があり、また公教育体系外のさまざまの形の学校教育がある。また人間は一生を通じて学びつつ自己変革するものであれば、学校教育以外に家庭教育、社会教育のもつ働きは大きく、また今日的関心であるところの生涯教育の意味も大きい。このような拡がりにおいて人間教育を考える時、主として公立学校を中心に教育を考察し、短絡的に人間教育から宗教を除外してしまいかちな傾向は考え直されなければならない。もつとも日本において従来、教育学の対象を世俗的な事柄に限定しようとする傾向があつたのは、単に近代文明の世俗的性格によるばかりではない。近い過去において国家権力が、国民の自發的な支持を得ていない民族的宗教を体制化し、これを国民教

育全般に強制した歴史があり、その危険性が今なお拭われていないことにもよる。今日もしばしば「愛国心」や「伝統文化」と抱き合わせで、「宗教心」あるいは「宗教的情操の涵養」を求める声が聞かれるのであるが、その場合の「宗教的情操」とは、祖先崇拜や共同体祭祀など、特殊民族的な宗教意識を暗黙のうちに示していることが多く、それは近代社会においてすでに個々人に多様な宗教信仰の存在することを認識せず、民族固有の宗教的情操の名のもとに、これを国民教育の中に正統的位置づけようとする動きに他ならない。戦前にも「一般的な宗教的情操の涵養」の名によって、実際には国家主義的な神道教育が行わたったことがあった。そうした過去の事実や、未だ信教の自由や政教分離が充分に確立しない日本の現状の中で、教育と宗教の結びつきに警戒し躊躇せざるをえないのは当然である。しかしながら、そうした危険性があるからこそ、教育と宗教の内面的本質的関係と、その外面向的制度的関係の相違は、正しく位置づけられ認識されねばならないと考えるのである。

右のような問題性を理解しつつも、宗教を不必要とするような世俗化した現代社会において、「教育と宗教」の問題を敢えて考察しなければならないもう一つの理由は、今日その非宗教化した現代教育が、様々な問題を露にしつつあると考へるからである。古来、宗教は人間の魂の深淵の問題にかかわってきた。いいかえれば、それは永続する価値、根源的意味の世界を探究し指し示してきたといえる。そうした人間の深層の世界に立ち入らず、教育の内容を現世的事象に限ることにおいて、今日の教育は相対的次元の指導に終始し、魂の真に依るべき価値の教育、意味の教育を蔑ろにしていると言わざるをえない。もつとも、教育はいきなり宗教に人間的生の根拠を求めるのではなく、価値教育は哲学、倫理に依るべきだという反論もある。しかし我々が教育的関係、人間形成の理念や基礎を哲学的、倫理的に探究する場合にも、人間の抱く究極的関心や、それが要請する超越者や超越的価値に配慮することなしに、眞の教育的要求にふれ、これに対応することはできないであろう。人間の魂が相対的世界に安住することができず、また「意味喪失の時代<sup>(1)</sup>」といわれる今日、教育が人間のそうした根源的 requirement にも配慮するとすれば、必然的に宗教と接

する領域の問題に关心をもたざるをえない。むろんこの場合の宗教とは、外形的・社会制度的現象あるいは既成宗教集団を意味していない。フェニックスが明解に示すことく、国家や公的組織が世俗社会の要求を忠実に反映することが無いように、学校は必ずしも人々の眞の教育的要求を反映していないし、同様の意味で教会や既成宗教集団は、常に人間の内面的究極的関心を実現していると言えないものである。<sup>(2)</sup> 教育は多分に、人間の世俗社会的関心に応えなければならぬが、他面において内面的究極的関心にも配慮すべきところに、その独自性がある。その意味でフェニックスは、宗教とは「人間が人間であることから直面する応答」としての「究極的関心」であるとの理解から、「宗教と教育は相互補足関係にある」と考える。<sup>(3)</sup> 彼の所論を充分に紹介する余裕はないが、筆者もまた同様の意味で、今日「教育と宗教」の関係の深い次元での再考が求められると考えるのである。それは単に宗教教育のあり方に限られる問題ではない。むしろ現代文明や思想の問題として、教育と宗教の接点が問い合わせなければならないのである。そうした問題意識からする時、ロック思想は十七世紀のそれでありつつ、現代文明や思想の内包する問題をかなり予測し、人間や社会に関する深い洞察のもとに、近代教育と宗教の問題について多角的な示唆を与えるのである。彼は、旧い中世的共同体が崩れ、自立した個人による市民社会の形態が求められる時代に、近代科学の誕生と新旧宗教抗争のインパクトを受ける中で、新しい主体のあり方を問いつづけた。そこに展開される主体の構造、科学との対応や宗教の本質的な意味、社会における倫理的関係などに関する考察は、二十世紀末の主体の悩みに直接こたえるものでないとしても、科学技術の進展と管理化のすすむ社会で、人間が主体性を喪失しつつある現代において、近代文明と思想そして「教育と宗教」の基礎的考察として意味をもつであろう。

### 〈科学と宗教〉

近代教育と宗教をめぐる一つの問題は、科学的論理が優越的に支配する現代において、非科学的であるが故に宗教の論理が否定されがちな点である。近代文明の非宗教化の主たる原因は科学の発展にほかならないが、それは伝統宗

教を批判し改革する役割を果たすだけでなく、その立脚地盤まで搖がるものであった。科学の進展に対応して自己改革、現代化を充分なしえなかつた宗教の側にも問題があるが、急激な社会変化は魂の寄る辺を失つた多数の人間を生みだし、伝統宗教が信頼を失つてゆく一方で、およそ科学と共存しえないような宗教勢力の拡大・併存も見られるのである。こうした状況は教育に重大な関連をもつ。今日の教育は科学文明の強い影響下にあるが、その本来の目的は単なる科学的知識の伝達だけではなく、そうした知識を駆使し文明をより良く創造してゆく主体、トータルな人間形成でなければならない。そこには宗教の適切な位置づけが求められるのである。この問題の半面である宗教の自己改革については後述するとして、まず科学の側の節度、自主規制に関連して、ロックの所論を思い起こしてみたい。先に紹介した春山氏の論文に、一六六〇年代末にロックの認識論的思惟に、不可知論的視点が生まれていることが指摘されていて、それは、自ら自然研究を深め、また当時の多難な社会的現実を目のあたりにした時、ロックが「それで傾倒してきた自然研究」の「オブティミスティックな自然認識」に対し反省を余儀なくされたことを示している。

それは氏によれば「科学的論理」つまり「観察実験至上主義にみられる感覚と理性による認識可能領域の無原則的拡張」に歯止めをかける「人間の可知領域の自主規制」であり、「科学過信批判」であつて、そこに「宗教と科学の再調和」が求められたのであつた。<sup>(4)</sup>確かに当時イギリスは内外において多難な時期であつたばかりでなく、ロック自身、一六六〇年に父を失い、六三年に五歳下の弟を失つて孤独の身となり、また六五年にはロンドンにペストが大流行して十万人の死者を出し、翌六六年には大火が発生してロンドン市の大半が灰燼に帰すなど、ロックにとつて人生の悲哀を認識する条件は充分であつた。とはいえ、ロックは軽率に科学を捨てて宗教に飛躍したのではなく、この六〇年代は彼が最も化学実験や医学の研究・治療に没頭した時期であり、その世界を究めれば究めるほど、科学では対応できない人間の内なる苦悩や、人間社会が要求する規範的道徳的思惟との「断層」を認識せざるをえなかつたのである。こうした思考過程を経て導かれる経験的科学的認識と神学・宗教とのある種の調和は、ロックにおける科学と

宗教の関係を示しているといえよう。

彼は深く係わってきた物理化学や医学などを通じて、実験・観察を重視する自然科学的方法を獲得し、事実に即したこの真知探究の方法を人間の心理や認識過程に応用して、近代的な経験論哲学を成立させた。この経験論によつてロックは、近代哲学の祖デカルトすら認めた伝統的神観念と、それを基礎とする道徳原理の生得性をも否定した。まさにロックも言うように、こうした「生得原理を疑うことは知識や確実性の古来の根底を根こそぎにするもの」であったが、彼は飽くまでも、真理に至る道は「経験と観察」に依拠した、個々人の理性の透明な論証能力にあるとして、先入観や独断、他者の権威や強弁、伝承に引きずられない、「事物を真実あるがままに検討」する科学的态度を主張する。このような方法によつて知識つまりあらゆる観念や原理が、経験と理性によつて形成されることを明らかにすることは、それ自身、後に述べるように、伝統的宗教や思想を批判することに結びつくと同時に、知識すなわち人間認識の限界を明らかにするものであつた。「人間の知識の起源、確実性、および範囲」を検討することが、ロックの認識批判の目的であつたが、その事実に即したプレインな検討が示すように、人間認識が経験に起源をおき、経験の中で営まれるものである限り、その知識の範囲は経験の範囲を出るものでなく、またその知識が多分に蓋然的であり可謬的なることを認めざるをえなかつた。つまりロックの経験合理的、実証的、科学的認識とは、知りうることと知りえないことを区別し、知りえないものにまで徒らに人間的思惟をおし拡げることを誤りとするものである。教育論でも述べているように、「知りうることと知りえないことを区別するだけの思考力と明晰さを持たない多くの人々は」、科学だけが真知到達への唯一の方法と考え、科学が証明しないからと、「神を自分たちと同じようなものだと考えたり（それ以外のことを理解できないために）、神は全く存在しないと考えて、迷信や無神論に走る」のである。ロックにおいて神は思弁的形而上学的世界に在るのでなく、カントの如く実践的信仰の対象として存在するのであつた。このようにロック経験論は知らないものを知つたと過信し、それを不動の真理として権威化する誤りを戒めるも

ので、人間認識の自ずから留まるべき限界を明らかにして、それを超える真理を、人間的思惟や社会の支配的イデオロギーとの癒着から切離し、本来の超越的高みに解放しようとするものであったといえる。それはまた、限りある知性をもつて人間生活に充分自足的なものとし、それを人類の幸福のために可能な限り用いる責務を人間に課するものである。以上のようにロックの経験論と宗教的真理との関係は、科学と宗教の関係とりわけ科学のもつべき節度を示唆するものであるが、それは決して人間理性の役割を軽んずるのでなく、次に述べるように理性は一定の限界をわきまえつつ宗教的真理を検証する重要な任をもつものであった。

#### 〈理性と信仰・宗教批判〉

ロックにおいて理性の論証能力は経験の制約をうけるものの、人間のもちうる唯一最高の認識能力であった。それは外に感覚のアンテナを張り、内に直覚の明証性を据えて、経験的、反省的に事柄を推論するのである。人はこれによつて地上の幸福かつ快適な生活に必要なすべての知識を得、またそのための道徳的義務をも見出すのであって、彼はこの理性の力に大きな信頼と期待を寄せるのであるが、また人間的生は単に理性をもつて充足するとは考えなかつた。つまり先に述べたように、知性は論証し知りえないとしても、人間的生にとっては不可欠の超越的世界、真理が存在するのである。人は地上の幸福な生のみで満足するものではなく、「来世の幸福」「魂の救済」「永遠の生命」に关心を寄せざるをえない存在である。すなわち人間は世俗生活を営みつつ、此の世のはかない幸福や生命、価値に底しづれない不安を抱き、それらを超越し永続する生命や価値、究極的意味を求める。人間をこの深い不安から解放する「魂の救済」「来世の幸福」「永遠の生命」への確たる約束、魂の安心立命への道は、理性が自らの力で論証し導きうるものではなく、ロックによれば、その力をもつ超越者、神の側からの靈による能動的な働きかけが必要であり、それが「啓示」であった。つまり人間知性の活動とは全く異質の、従つて理性の論証不可能な、神の側からの聖靈による直接的な真理の開示を、人間的生の充足において理性を補うものとして承認するのである。<sup>(5)</sup> この啓示は神の人類に

対する救済意志としての真理の直接的開示であるから、人はこれを受け容れる信仰によって、魂の永遠の安らぎ、ロックの表現でいえば「最高の快樂」を得るのである。唯この場合、理性は全く無力で出番がなく、ただ沈黙しているだけかというとそうではなく、むしろロックは信仰の成立に際して理性の重要な役割を認める。古来さまざまの宗教思想があり、その中にはしばしば單なる伝承や人間的権威、あるいは人々の思い込みや熱狂、独断によって正統性を保持してきたものも少なくなかった。しかし真の啓示は一つであって、理性はこれら様々な宗教的意見の中から、明らかに反理性的な虚偽の啓示を排除する責務を負う。宗教の問題となると往々にして、理性によつて当然あきらかにされるべきことまで、信仰の名のもとに隠されてしまうのである。信仰は理性に反することを納得させることではないとロックはいう。眞の宗教は理性の検証に耐えるものであり、その検証を経てなお理性を超える真理と認めざるを得ないものこそ眞の啓示であった。そうした「理性の最高度の同意」として信仰は成立するのである。このようにロックにおいて啓示の承認は理性本来の働きを否定しないばかりか、理性こそが眞の啓示を他から識別する。そして自己の上なる啓示を認めるが故に、理性は思い込みや独断に安住することなく、絶えず、より確かなものを求めて前進しうる思惟構造をもつのである。またこうした理性と信仰の関係は、同時に宗教批判の必要性をも示唆している。ロックが言うように宗教はしばしば啓示ならざるものを見誤り、これに固執する危険性をもつものである。しかしその危険性の故に宗教そのものを否定することは、人間の最も内面的な要求を否定するばかりか、理性の独断に陥りかねない。必要なことは、すべてを知り尽すことはできないとしても眞の啓示を見分けるには十分な、理性によるギリギリの宗教批判であった。理性は人間が自ら現世及び来世の平和を獲得するために与えられているものであるから、人間的な欲びや幸福の形成に深くかかわる教育においても、そこで問題とされる宗教は、無批判な因習的独善的なそれの受容でなく、可能な限りの正しい宗教批判と改革が求められよう。そのような宗教批判こそ、宗教を正しく活かし教育との好ましい切り結びを可能にすると思われる所以である。

## &lt;規範的自由の内在と超越&gt;

近代社会に特徴的な秩序原理は、基本的人権としての個人的自由であるといえるが、これは他ならずロックが経験論哲学をもつて基礎づけた市民社会の倫理道徳、自由権である。彼の経験論的認識批判は、単に新しい認識哲学の形成を目的とするものではなく、むしろ旧い共同体的身分制的自然法秩序を否定し、代わって個人主義的自然権的自由を、新たな社会原理として定立するところに真の意図があつたと考えられる。ところでロックに始まるいわゆる古典的自由主義、市民社会倫理は、私益と公益の単純な一致を信ずる意味から、オptymisticな社会観・人間観と一般に評される。ロックが一五〇〇年後のブルジョワ社会の展開を予測しえなかつた点からすれば、確かに楽観的と評しえよう。しかし彼の時代は、まず中世的社会からの近代的家庭<sup>(6)</sup>、近代的個の自立こそ主たる課題であつて、後の時代の新たな問題をも解く万能の鍵を、そこに求めるにすれば期待が過ぎるであろう。とはいへロックは人間と社会に対するその深い洞察から、必ずしも個人主義的自由あるいは私益の無限追求が、そのまま此の世の人間的生活を快適で平和ならしめるとは考えなかつた。中世的社会秩序を新しい個人主義的市民倫理で変革しつつ、同時にその市民的自由それ自身の構造に規範性、倫理性をもたせようとするところに、近代自由主義の祖たるロックの思想を、単純に私益と公益の一致とみなしえない根拠があり、また近代社会の爛熟期を過ぎた今日において、彼の思想を再評価すべき理由もあると考えるのである。この点については本稿の六節で特に取扱い、また彼の思想全体のもつ宗教性という意味で本稿全般で指摘したところであるが、近代教育において個的自由と社会的規範の関係は重要な問題であり、しかもロックの場合、それらが宗教的基盤の上に構築されている点に注目されるべきである。そしてその要点は次の通りであつた。

ロックの宗教論、宗教哲学が「来世の幸福」から議論をすすめるものであつたとすれば、彼の道徳論、社会哲学は「現世の幸福」、此の世の快適で平和な生に視点を置くものであつた。しかし両者の間に完全な断絶はなく、真の道

徳はほとんど宗教的意味をもつて来世の救済を約束し、また正しい信仰は此の世の道徳的生活を必然的ならしめるのである。ともあれ人類の幸福な生存は、これを創造した神の意志であって、それを現実化するため神は人間のうちに、「快」「苦」という個人主義的経験的観念と理性を与え、他方において、それらの究極的根拠として超越的自然法を与えているというのが、ロックの道徳哲学の基本構造であった。彼は人間精神は生れながら、いかなる観念や原理も先驗的にもつものではないとしたが、彼が認める唯一の生得原理は、それを「原理」と呼ぶことができるとすれば「幸福への欲求」と「不幸の嫌惡」という、人間の最も基本的な行動原理であった。もちろんロックは諸経験を整理して秩序を与える心の反省作用、いいかえれば推論する理性の生得能力を認めるもので、従つてその経験論的道徳哲学は、快苦の観念を基礎としながら、諸経験を理性によつて秩序づけることを不可欠とする。快苦の観念を社会原理、道徳的善悪の基準とするこの経験的功利主義道徳は、ホーブズ流の唯物的感覚論を連想させ、一般に歓迎されるものでなかつたが、個的な感覚や経験に立脚する、人間の自然的な固有権を宣言したものとして、歴史的に重大な意味をもつていた。というのも、快苦の観念は本質的に人間の自己保存の欲求から生じるものであるから、これを積極的に肯定することによつて、個人の生命と、それを保持するための健康、身体の自由、労働によつて得る所有物等に対する自然権が、人間の基本的人権として確認されるのである。こうしてロックは個人の欲望を否定することなく、この内なる主観的な経験的原理を外なる社会原理に客觀化する道を模索する。そのためには内なる自然権的欲望を追求しつつも、そこに生じる複雑な快苦善惡を理性的に比較考量し秩序づけることが必要になる。教育論にも見るようになにかれる意志と行動は、公共善すなわち人類の幸福な生存にかなう道徳原理を形成し、それは究極的に神の意志である自然法に合致する。なぜなら「自然の根本法は人類の保存」であり、快苦の原理、自分の生命を保持する強い欲求は、神の手により人間の中に植えつけられているのだから、この自然権的傾向を追求することは、造り手なる神の意

志に適うことになるのである。このように経験的道徳論に立つことによつて、ロックは從来、人間性への外的束縛であった自然法を、人間的欲求に即した自然権的秩序に転回させたのであるが、しかもロックにとって自然法は、内なる欲求に即して理性が経験的実証的に導き到達するものでありつつ、究極には神によつて人類に提示される根本的超越法と考えられるのである。ここに我々は、肉体と精神をもつトータルな人間を認め活かして、内在的な原理によって主体の自律を図りつつ、その不完全さを絶えず反省しながら、普遍的な神法である自然法に無限の接近を求めてやまない、慎重かつ勤勉な人間像を見出すのである。こうした人間像は単なる理性の訓練では不可能であり、その背後にあって、理性の働きをして真に理性的たらしめる、超越者の立法意志が存在しなくてはならない。いいかえれば、近代的自由が単なる私益の無原則追求でなく、人類的視点から正しく個を実現してゆく規範的自由であるためには、そこに道徳的領域をこえる或る種の宗教的基盤が求められるのである。

#### 〈宗教の自由と政教分離〉

宗教自由論の先駆的業績とされるロックの宗教寛容論が、ここで考察する近代教育と宗教の関係に、一つの重要な視角を与えることは明らかである。すなわち、教育と宗教の短絡的な結合は、しばしば人間の本質的自由の一つである信教の自由を侵し、その教育が公的機関によつて行われる場合は、その自由の制度的保障としての政教分離すら危くするからである。すでに述べたように、ロックは近代的主体のコアとして個々人の魂の世界を重視するのであるが、その尊厳性を擁護するところから不純な世俗的力の介入を厳しく排除する。すなわち魂の自由、救済を得る前提として、まず此の世の最大の権力である政治的権力の非宗教的影響力から離れ、広く知的世界に自由を確保する必要があつた。彼は政治と宗教、国家と教会の権限、目的、任務、性格などを明確に区別する。世俗権力の役割は、国民の同意・信託をうけて此の世の幸福な生存に責任を負うもの、具体的には先に述べた生命、自由、財産に関する国民の固有権を中心とする世俗的市民的な諸権利を擁護・促進することであつて、決してそれ以上に出てはならないので

ある。即ち「魂への配慮」は、国民から委託されておらず、また世俗権力の関与しうるところでもなかつた。俗権の本質と限界をこのように規定することは、政治と宗教の制度的分離の論拠となるだけでなく、裏返せば信仰の自由を客観的社会的にも保障する論理となる。つまり、いかなる信仰生活を営んでも、そのために市民としての世俗的権利が剥奪されることなく、世俗権力は信仰とは無関係に個々人の権利を擁護しなければならないのである。ただしこの宗教的寛容＝信仰の自由が許されない唯一のケースがある。それは宗教的活動が「公共の福祉」を脅かす場合、つまり他者の固有権に危害が及ぶ場合で、この時は世俗権力がその擁護のために介入せざるを得ない。しかしロックは「公共の福祉」の名による公権力による過剰な干渉の可能性を見抜いて、権力の乱用を厳しく戒めている。このように世俗権力の任務、権限、限界を確定することによつて導かれる政教分離の原則は、個々人の信教の自由が守られるために極めて重要な制度的保障を示すものであるが、この場合その前提となる信仰の自由の明確な把握についても、近代的主体の尊嚴を示すものとして、「教育と宗教」の問題を考える際に特に注目されねばならない点であろう。これは公的機関だけでなく、一般に教育が宗教を扱う場合に注意すべき点であると同時に、宗教を目的とする教会などの宗教団体の本質的なあり方とも関連してくる。ロックによれば魂の問題は完全に個人的な事柄であり、国家や為政者だけではなく、当事者以外のいかなる他者も本来的には関与しえない領域である。「救済」は偽りない純粹な信仰に対するのみ約束されるものであるから、それはただ神と本人の間だけの問題である。このように「救済への配慮」は他者に委ねえない、徹底して自己責任の問題であり、また「信仰は理性の最高度の同意」において成立するものであるので、それは外的な力に影響されない、各人の透明な知性が完全に納得したものでなければならなかつた。<sup>(7)</sup> しかし人間の知識は誤り易いものであり、信仰の正しさを最終的に判定するのは神であつて、人間の為すべきことは、神意に応えるべく知力を尽して自ら最善と思う結論を出すことしかなかつた。そして信仰を一つの、しかも最も厳肅な知的判断と考えるロックは、その経験論哲学に示すような知性の本質からしても、信仰上の判断は完全に個的でフリ

一かつヴォランタリーであるべきで、教会的結合の特性もまた本来、自由で自発的なものでなければならぬと考えた。「魂の救済」という実存にかかる問題をはじめとして、内なる知性の自由な判断を近代的主体の根柢として重視する立場から、人は自分が内に確信する真理を常に優先すべきであるとして、ロックは近代的な精神的自由権を基礎づける。その結果、さまざまな見解が錯綜混乱しても、それが具体的に公共の福祉を脅かすものでない限り寛容さるべきであり、それらの判定と淘汰は人々の理性あるいは真理それ自身の力に委ねられ、俗権には公的に思想の正しさを判定する権限も力もないという。このことを教育の場において考える時、各人の信仰の自由はいうまでもなく、内面的価値的判断はできるだけ自由で、権力や強制力を伴うべきでなく、ロックが言うように真理の伝達は「愛と寛容」「理性的な説得」、「論証」、あるいは「真理それ自身の力」によるべきなのである。

### 〈宗教教育〉

ロックの宗教教育論は具体的、実際的な提言であるだけに、十七世紀イギリスの時代的宗教的制約が強く認められるものであるが、それでもなお今日の状況において我々にいくつかの示唆が与える。理性に期待をよせるロックの、この主題に関する著しい特徴は、理性教育と宗教教育を連続的統合的にとらえていることである。それは特定宗教に子供を導くことを目的とする教育ではなく、子供の人間としてのトータルな成長の中で人格形成の中核をなすものと考えられた。従って宗教教育は、此の世における道徳や科学的知識など、子供たちが学ぶべき他の事柄との適切な関係の中に位置づけられねばならない。そして彼は教育の主眼を理性の訓練におきつつ、それとの断絶や対立においてではなく、その延長線上に連続的に神への信仰を据えるのである。ロックによれば子供は未だ不完全な理性的存在であるが、生れながら（自然状態では）理性的動物としての可能性と尊厳をもつものがあるので、親は子供の創造者である神から委託された神聖な権限のもとに、自分の思いのままでなく神の定める自然法に向かって、子供を理性的人間として育てる義務を負うという。自分自身の魂の救済にかかる信仰上の判断は、理性的な自由人に成長した段階

で、自らの実存的責任において為すべきものであるから、子供に対し大人の与えるべき宗教教育とは、将来そうした問題に関する適切な価値判断ができるよう、正しい理性教育をもって準備することであった。そしてその理性教育とは究極には神とその法を知ることと密接に結びついていた。ロックにおいて德育としての理性教育は端的に言つて、欲望を理性によつて秩序づけ統御して、普遍的な道徳法に従うよう教育することであつた。こうして人間としての道德的義務を知ることは、此の世で人々が自由で平等な社会を営み、現世の幸福と平和を実現するためには必要であると同時に、それは与えられた人間性の完成として来世の幸福をも約束するものであつた。このような意味において普遍法を最終基準とする理性の訓練をなすには、その法の制定者であり、現世と来世にわたる永遠の支配者である超越者の観念が不可欠であり、またそれを欠いては将来の信仰生活の準備にもならない。そこで理性を訓練し自然法に向けて徳の完成をめざす一方で、そのことを真に意味づける神の眞の観念ができるだけ早く与えられねばならないのである。それは万物の創造者で、善の根源であり、人類を愛する至高の存在、つまり力と義と愛の根源としての超越的絶対者の観念であり、これへの崇敬が人間教育の土台となるべきだとロックは考える。彼が寛容論において無神論者に非寛容の態度をとつたのは、当時の一般的理解において、神を否定する者は自然法のもつ普遍的拘束性をも否定するものであり、自然法が宣言する此の世の人間的価値を根底から危くするものと考えられたからである。このように神は世俗生活に意味を与えるもの、生と死を支配する存在、つまり人間の魂の根源的な依り処であつたから、その観念は人間精神の奥深くにできるだけ早く刻まれる必要があつた。それ無くしては見えざる神の法、内なる理性の声に従つて自分を絶えず反省することや、他者への愛と寛容を真に学ぶことも難しいからである。神の正しい観念を与えることはロックにおいて最も重視される宗教教育であるが、かといつてそれは子供の頭に知的体系的に注入される性質のものではなかつた。ともすれば子供たちは神について迷信的な不合理な靈的観念をもつたり、間違つた理解によつて生涯ぬぐいえない無神論的傾向にもなりかねないので、誤つた反合理な観念は正す必要があるが、難しい余分の解

説は加えず、正しい平明な神の知識として、短い祈祷を朝夕に行なう習慣をつけることで充分であるという。

次の段階で、自然法を指し示し将来の信仰生活に結びつくものとして、彼もまた主の祈りや信仰箇条、十戒などの短い基本的な生活信条を子供が記憶し、これを血肉化することの必要を認めるが、聖書についてはすべての内容がそのまま子供の宗教的道徳的教育に有益であるとはしない。大人とは異なる子供の理解度や興味に即して取捨選択して用いるべきであり、聖書を無闇に通読させることは、結局は聖書の示す真理について一生涯、明瞭な理解を持ちえないことになりかねない。しかもロックは、こうしたキリスト教の学習は大人社会の偏った思想体系や先入観によつて歪められないよう、子供に対して飽くまで聖書の言葉そのものによつて教えられるべきだとする。これは教派的な争いに子供を巻き込まず、聖書の権威を信じキリスト教界の一一致を求めて、その依るべき共通の reasonable な根拠を模索する彼の姿勢の表われといえよう。宗教的教育をめぐつて合わせて注目すべきは、子供たちが高度の知識と理解をもち自然学を学ぶようになった時に留意されるべき点として、靈的な意味の教育と科学教育の関係・順序を述べていることである。ロックは人間の理性の力を補うものとして、聖霊による真理の啓示を認める立場から、科学的唯物論において靈的な力の存在を否定してしまうことは、真理の全体的な把握とトータルな人間形成を妨げるものと考えた。つまり人間は目に見える物質的なものに囚われやすいことから、科学のもつ説得力によつて唯物論に陥り、見えざる精神的な力についての理解が欠落しがちであることを危惧したものである。真理や人間的生のスピリチュアルな側面を否定して無味乾燥な物質的世界觀に終始する時、人生は無意味となり、人はより良き生を追求する理由を失う。ロックは自然科学的唯物的世界と、哲学・道徳・宗教などが指し示す精神的意味的世界との正しい統合を求め、前者がその節度を守り、学問が偏りのない総合的な真理を明らかにしうるために、学習の順序としてはまず後者から始められるべきだという。このような提言は科学的論理の普及した今日において決して充分とはいえないが、人間生活におけるスピリチュアルな存在の重要性を認識し、物質法則にのみ拘束されることなく、教育や学問研究において宗教の

示す世界と科学が、適切な関係に位置づけられることを求める発言として注目されるべきであろう。こうした提言の中にも総合的な人間教育の観点からなされる、理性教育と調和したロックの宗教教育の特性をみるとことができるのである。

ロックにおける人間形成論と宗教の関係を顧みるに、それは人間性への基本的な信頼に根ざしているといえる。そこには虚無と救済の深い弁証法はない。しかしその理性も近代的主体も市民社会の体系も、基底の宗教性を失うとき、無意味な自己絶対化に陥るほかないのである。

## 〈注〉

- (1) 大塚久雄氏の言葉、「宗教再考」七、『朝日新聞』夕刊（一九八四年十月十八日）。
- (2) P. H. フュニックス著、佐野安仁・愛川照子訳『現代教育の宗教的関心』（新教出版社、一九六八年、原書は一九五九年）、一、三ページ。
- (3) 『同書』三四一六ページ。
- (4) 春山浩司「ロック経験概念の生成過程に関する考察」『東京学芸大学紀要第一部門 教育科学』第三三集（一九八二年三月）、三八一九ページ。なお、この点に関連して本稿（拙稿）第八節で述べたロックの理性・宗教教育においても、科学と宗教の調和が配慮されていることに注目すべきである。
- (5) 「この明らかに矛盾的な態度は、人間の限界についての賢明な認識からくるものである」とアロンは言ふ。Aaron, R. I., *John Locke* (Oxford, 1971), p. 300.
- (6) 次の書は、自由主義政体に対応する自由な個人の育成という観点から、その媒介項としての自由主義的家庭のあり方に注目して、ロックの教育論を再考察している。Tarcov, N., *Locke's Education for Liberty* (Univ. of Chicago Press, 1984)。
- (7) 「自分の救いへの配慮は、ただそのひとひとりひとりにかかるものだ、ところどころにならぬや。……各人は、自らの救いについて、それぞれ最高にして窮屈的な判断力を有しています。」ジョン・ロック著、平野耿訳『寛容についての書簡』（朝日出版社、一九七〇年）、六九ページ。